

被保険者

被保険者の条件

雇用保険の「被保険者」

- 雇用保険の「被保険者」とは、適用事業所に雇用される労働者のことである。
※被保険者の範囲は、下記「被保険者とならない者の例」に該当しない者
- 次に掲げる者は、原則として雇用保険の被保険者とならない。
 - ①1週間の所定労働時間が20時間未満である者（日雇労働被保険者に該当する者を除く）
 - ②同一事業所の適用事業所に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者

【被保険者とならない者の例】

法人の代表者	株式会社・有限会社の取締役、合名会社・合資会社または合同会社の社員、監査役等の役員、外国会社の日本における代表者
各種団体の役員	農業協同組合・漁業協同組合等の役員、法人格のない社団もしくは財団（特定非営利活動法人（NPO法人）等）の役員
同居の親族	個人事業の事業主と同居している親族、法人であっても実質的には代表者の個人事業と同様と認められる事業の代表者と同居している親族
季節的に雇用される者	季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者または1週間の所定労働時間が30時間未満である者
昼間学生	学校教育法1条等にいう学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学および高等専門学校）の学生生徒で昼間学生
外務員（外交員）等	事業主と委任関係にある各種の外務員
家事使用人	
海外で現地採用される者	
複数の事業主に雇用される者	マルチジョブフォルダー制度の対象となる65歳以上の者で、2つの事業所の労働時間を合計して週所定労働時間が20時間未満の者、または2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日未満の者
日雇労働者	他に生計を立てる手段がある等、臨時・内職的に日雇労働を行う場合
在日外国人	外国公務員および外国の失業補償制度の適用を受ける者